

美濃加茂市におけるいじめの 防止等のための基本的な方針

平成28年11月1日

平成30年2月19日 改訂

美濃加茂市

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめの早期対応	4
(4) 家庭や地域との連携	4
(5) 関係機関との連携	5
II いじめの防止等のために美濃加茂市が実施する施策	5
1 美濃加茂市の基本方針と役割	5
(1) 美濃加茂市として	5
(2) 学校として	7
(3) 保護者として	7
(4) 市民及び事業者等として	8
(5) 子どもとして	8
2 組織等の設置	8
(1) 美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会	8
(2) 美濃加茂市いじめ防止対策審議会	8
III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	9
2 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
3 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
(1) いじめの未然防止	11
(2) いじめの早期発見	11
(3) いじめに関する措置	12
(4) 家庭や地域との連携	13
(5) 関係機関との連携	14

IV 重大事態への対処	14
1 重大事態の意味	14
2 重大事態の報告	15
3 調査の趣旨及び調査主体	15
4 調査を行うための組織	15
5 事実関係を明確にするための調査の実施	15
6 調査を行うに当たっての留意事項	17
7 調査結果の提供及び報告	17
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	17
(2) 調査結果の報告	17
8 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
(1) 再調査	17
(2) 再調査を行うための組織	18
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	18
参考 いじめ防止対策に係る組織	18

はじめに

美濃加茂市の市花であるあじさいは、小さな花が集まり大輪として咲き誇る。美濃加茂市の子どもたちもあじさいの小さな一つ一つの花と同様で、どの子どももかけがえのない存在である。

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、次代を担う子どもたちの成長が保障される環境をつくらなければならない。

美濃加茂市におけるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「美濃加茂市の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、県や市・学校・地域住民・家庭その他の関係者及び子どもが連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）や岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めるものである。

なお、ここで言う「子ども」とは、学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題であり、いじめを受けた子どもに深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのために、子どもに関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、子どもが安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、人権感覚や規範意識を向上させることが必要である。家庭においては、子どもがいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。そして、いじめは犯罪とされる行為が含まれ、絶対に許されないことを十分に理解させることに努める必要がある。地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制をつくり、子どもを健全に育成することが重要である。また、子どもは、いじめ問題に対して主体的な存在であり、日々の学校生活の中でいじめについて考えることが大切であり、いじめを受けた場合はもちろん、いじめを発見した場合は、観衆としてはやし立てたり傍観者になったりするのではなく、周囲の大人等に相談することが大切である。

美濃加茂市においては、市や地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該の子どもやその所属する学校等に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関との連携を強化し、いじめ問題の未然防止や早期解決を目指す。

2 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

美濃加茂市は、法で規定しているいじめの定義を踏まえる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが重要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こった時のいじめを受けた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該の子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ここで言う「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもと何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、目に見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、いじめを受けた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

【具体的ないじめの態様の例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- スマートホンやインターネット、SNSなどで、悪口や嫌なことを書き込まれる。

3 いじめの理解

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活することができる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは、子どもにとってその健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせたり、生命又は身体に危険を生じさせたりするなど深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめの主な特徴として、次の点について十分に理解しておかなければならない。

- ① いじめは重大な人権侵害に当たり、加害者、被害者、及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないものであること。
- ② いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであること
- ③ 仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめもあること
- ④ 多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験することがあること
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと共に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあること
- ⑥ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要があること
- ⑦ いじめは犯罪行為の対象となることがあり、損害賠償責任が発生し得ること

社会全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等に関して、次に示すことを基本的な考え方としてもち、いじめの防止等を推進する。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、よりよい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、特に学校においては、学校教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての子どもに「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、自らがいじめをしない・させない役割を果たすよう、社会性や規範意識、思いやり

の心と共に自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。学校はもとより、社会全体で、全ての子どもが安心でき、自己肯定感を感じ、自尊感情が高まる雰囲気づくりも未然防止の観点から重要である。

また、「発達障害を含む、障害がある児童生徒」「外国人の児童生徒や国際結婚の保護者を持つ児童生徒などの外国につながる児童生徒」「性同一障害や性的傾向・性自認に係る児童生徒」「被災児童生徒」などを含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な指導を組織的に行うことが重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を直ちに確保する。そして、その日のうちに問題の解決をするという気構えをもって、いじめたとされる子どもに対して事実を慎重に確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、学校のみならず、市、保護者、市民、事業者、子どもは普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。さらに、いじめの問題について地域ぐるみによる取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や美濃加茂市において、いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行うこととし、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておく必要がある。

例えば、医療機関との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等による相談窓口を周知したり、子ども及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得たりするなど、学校や美濃加茂市が関係機関による取組と連携することも重要である。

II いじめの防止等のために美濃加茂市が実施する施策

子どものいじめを防止するために、社会全体が一体となっていじめを起こさない風土づくりに努める。いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。そのために、市全体で子どもの健やかな成長を見守り、支える役割を果たさなければならない。

また、子どもについても、いじめに対する認識をもち、いじめをしない・させない役割を果たさなければならない。

1 美濃加茂市の基本方針と役割

美濃加茂市の基本方針は、美濃加茂市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

この美濃加茂市の基本方針が美濃加茂市の実情に即して機能しているかを、「美濃加茂市いじめ防止対策審議会」において点検し、必要に応じて見直しを図る。

以上を踏まえ、美濃加茂市内のいじめ関係機関のそれぞれの役割を以下に定める。

(1) 美濃加茂市として

美濃加茂市の基本方針を定め、この方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

【市長部局】

- ①市のいじめ問題への取組や学校における取組状況等を広報誌等を通して広めることで、いじめ防止に向けて必要な啓発を行い、市民のいじめの防止等に関する理解の促進を図る。
- ②より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受けとめることができるよう、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。
- ③子どもと地域の多くの大人と関わる機会となる活動を推進するために、地域の様々な活動や各種ボランティア活動に参加できるような環境づくりに努める。
- ④日頃からいじめ防止等の関係機関の担当者間で情報交換を進める。

⑤いじめに関する相談の窓口を明確にし、市民等へ必要な周知を行う。

【教育委員会】

①市立学校の児童会や生徒会の役員による会議（例 小中学生サミット）を企画・運営し、いじめ問題に対して児童生徒が主体的に取り組んでいく動きをつくる。

②いじめの未然防止について強化する体制をつくる。

・いじめ問題に特化した教育相談に応じる人材を配置する。

③児童生徒の情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る。

・市立学校において、PTA等との連携の上、スマートフォンやインターネット、SNSなどの利用に関する研修会を開催したり、啓発のための資料を配布したりする。

④いじめ防止等のための教職員の資質向上を図る。

・市立学校の生徒指導主事をはじめとした教職員対象の研修や会議を計画的に実施する。

・心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に係る情報提供を行うなど、市立学校における校内研修の充実を図る。

⑤いじめの防止等のための対策が適切に行われる体制づくりを図る。

・市立学校における児童生徒指導体制の充実に向けた教員等を配置する。

⑥私立学校等に対して、教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修の場を提供したり、各種資料等の情報提供をする。

⑦障がいの有無等による分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合う風土をつくる。

・交流及び共同学習などを通して障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる。

⑧市立学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について把握する。

・定期的に報告を求め、取組状況等を点検する。

・必要に応じて、市立学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

⑨より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるよう、市立学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。

⑩市立学校においていじめの防止等に資する学校評価を推進する。

・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえいじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

⑪市立学校においていじめの防止等の取組を適切に評価する教員評価を推進する。

・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡で評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめ発生の際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取組等について評価するよう、市立学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

⑫教職員が一人一人の子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、市立学校における運営の改善を支援する。

・事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を

支援する。

- ⑬いじめに関する相談の窓口を明確にし、教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員、市民へ必要な周知を行う。
- ⑭いじめが発生した場合には、担当者等の派遣による支援、必要な調査等を行うとともに、状況に応じて専門家等の派遣を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。
- ⑮いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める。

(2) 学校として

- ①全ての教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じて児童生徒がいじめを防止する取組を実践できるよう指導する。
- ③いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの実態把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。組織的に取り組むためには、特に日頃から問題の解決を図るための体制を整備しておくことが大切である。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、各学校において、「人間尊重の気風がみなぎる学校づくり」を推進する。その中で、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、学校評価への目標設定等による、PTAや地域の関係団体等と連携して取り組むように努める。
- ⑦児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進する。

(3) 保護者として

- ①いじめは、人として決して許されない行為であることを日頃から指導する。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうるということを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、いじめの被害など悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう日頃から働きかける。
- ③子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子どもを見守っている大人との情報交換に努める。また、いじめの根絶を目指し、互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ④子どもの日頃の様子や変化を見とどけ、把握することに努める。
- ⑤いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われる時は、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

(4) 市民及び事業者等として

- ①地域全体で子どもを見守り、声をかけあうなど、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われる時は、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。
- ③美濃加茂市や学校が行ういじめの防止等の取組に協力するように努める。

(5) 子どもとして

- ①いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるということを自覚する。
- ②いかなることがあっても、いじめはしないという意識を強くもつ。
- ③自分自身を大切にするとともに、他者を思いやる優しさといじめを絶対に許さない勇気をもって学校生活を送る。
- ④いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われる時は、速やかに保護者や学校、関係機関等に相談または通報する。

2 組織等の設置

(1) 美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会

美濃加茂市は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

本協議会は、市内学校関係者（私立学校も含む）、岐阜県関係機関、法務局、警察等で構成する。

(2) 美濃加茂市いじめ防止対策審議会

美濃加茂市は、法第14条第3項に基づき、美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との円滑な連携の下に、美濃加茂市の基本方針の策定や見直しの協議を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行う教育委員会の附属機関として、「美濃加茂市いじめ防止対策審議会」を設置する。

本附属機関は、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の市立学校の設置者として調査をする組織を兼ねるものとし、審議会の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のた

めの組織を中核として、校長の強いリーダーシップの下、協力体制を全教職員が一丸となり確立し、美濃加茂市教育委員会と適切な連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、国や県、美濃加茂市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、以下のことを明記する。

- ① いじめの問題に対する基本的な考え方
- ② いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③ いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④ いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）
- ⑤ いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織
- ⑥ いじめ防止のための年間計画
 - ・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - ・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年ごとの取組を行うか前項の取組を行う）
 - ・個別面談や教育相談の時期や回数決定
 - ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
 - ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCA サイクル） 等
- ⑦ 重大事態への対処
- ⑧ 資料の保管（アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする）

学校基本方針を作成する際には、次のことに留意する。

- ・いじめの防止の観点から、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校の教育環境全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」を具体的に盛り込むこと。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込むこと。
- ・学校基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を依頼し、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすること。
- ・児童生徒とともにいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒がめざす主体的活動等に関する内容・意見を取り入れること。
- ・学校が策定した学校いじめ防止基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して、適切

に機能しているかを学校の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込むこと。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けること。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ること。

2 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

市立学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織を設置する。

また、法第22条において、学校いじめ防止対策組織は、「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているが、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、部活指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

そして、具体的な年間計画の作成や取組の実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参画を図るようにする。

具体的な役割は、次のことである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議でのいじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・日頃から思いやりの心や自他の生命を尊重する心を育成するための中核としての役割

当該組織は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制とすること、特にいじめかどうかの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まないで全てを当該組織に報告・相談することや、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、市立学校における学校基本方針の策定や見直し、市立学校で定めたいじめ

の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめ防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

なお、市立学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

市立学校においては、日ごろからいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称で組織を置くなど、既存の組織を活用して、法律に基づく組織として機能させることも可能である。また、組織の名称は、「学校いじめ未然防止対策委員会」など各学校が決定することとする。

3 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

市立学校及び美濃加茂市教育委員会は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の全教育活動を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努めることである。この場合において、県が実施している「いじめ・不登校等未然防止対策事業」等の活用についても考えられる。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係、学校風土をつくる。そして、自尊感情や自己有用感を育てる。さらには、だれもがいじめの被害者にも加害者にもなり得るという現実の中で、いじめの加害者の特徴として挙げられている「共感性の低さ」「怒りの感情をコントロールできない」ことに対して必要な指導を積極的に行い、いじめの加害者をつくらぬ指導に心がける。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等で、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・いじめの実態把握、早期発見・対応等を図るため、全ての児童生徒に対し、個別の面談やアンケート方式による「いじめ実態把握調査」等を実施する。
- ・全ての小中学校において、年2回の「学級集団アセスメント（ハイパーQU）」を実施し、いじめの発生や、いじめを受けている児童生徒の発見に活用する。

（3）いじめに関する措置

いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、直ちに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、その日のうちに問題を解決するという気構えをもった学校の組織的な対応につなげることが必要である。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。なお、学校はいじめの事案に係ることを美濃加茂市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、子ども相談センターや警察等の関係機関とも連携の上、対応する。

① いじめを受けた児童生徒への対応及び支援

いじめを受けた児童生徒への対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒を守り通すという姿勢の下、市立学校は保護者と連携をして、以下のような対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ・いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教職経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導する等、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

② いじめを行った児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障がい特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じる。

- ・いじめたとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、市立学校は、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員や警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ・迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対

して継続的な助言を行う。

- ・いじめを行った児童生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して適切に懲戒を加えることも考える。ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自らの行為の非を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

③ いじめの情報を提供した児童生徒への対応

いじめを通報した児童生徒に対しては、提供したことを理由にいじめられたり批判されたりすることがないように、以下のような配慮をして対応する。

- ・いじめた児童生徒から事実関係を聞き取る際等、情報の提供者や提供内容について詮索されないよう慎重に進める。また、いじめた児童生徒には、詮索すること自体が問題であるという毅然とした態度を示し、情報を提供した児童生徒を守り通す。
- ・全ての児童生徒に対し、「傍観者」や「観衆」についても、いじめを行っていることと同じであることの理解を図り、いじめをしない・許さない力を育てておく。

④ いじめ「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること。

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(4) 家庭や地域との連携

① 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、家庭との連携の強化を図る。

③ 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の行事などへの参加を促していく。

(5) 関係機関との連携

学校も含めて、児童生徒の日常生活において、いじめをなくし、健全育成を図るためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進める。

また、いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

重大事態については、法第28条第1項に次のように規定されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大に被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、次のケースなどが想定される。

- 子どもが自殺をしようとした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を受けた場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、美濃加茂市教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

市立学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに美濃加茂市教育委員会に報告する。報告を受けた美濃加茂市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

3 調査の趣旨及び調査主体

法第28条で示す調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

市立学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、市立学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、美濃加茂市教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

市立学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、美濃加茂市教育委員会は調査を実施する市立学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合は、法第28条第1項に基づく調査と並行して、市長による調査を実施することも想定する。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市立学校又は美濃加茂市教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加資料を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。

4 調査を行うための組織

美濃加茂市教育委員会又は市立学校は、発生した事案が重大事態であると判断したときにおいて、美濃加茂市教育委員会が調査を行う場合は美濃加茂市いじめ防止対策審議会が、市立学校が調査を行う場合は学校いじめ未然防止対策委員会（仮称）に調査をさせるものとする。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

明確にする事実関係は、次のようなことがある。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情として、どのような問題があったか。
- ・教職員がどのように対応したか。

これらのことは、可能な限り網羅的に把握するよう努める。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、市立学校と美濃加茂市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

■ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。例えば、質問票の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の尊厳が守られ、学校復帰が阻害されることのないようにする必要がある。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、美濃加茂市教育委員会が積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる必要がある。

■ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などがある。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意する。

- ・背景調査に当たり、遺族が、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在籍児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市立学校又は美濃加茂市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、市立学校又は美濃加茂市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの機関や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

- ・市立学校が調査を行う場合においては、美濃加茂市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - ・情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意を払う。

6 調査を行うに当たっての留意事項

法第23条第2項において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項に基づいて実施した調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事実の重大性を踏まえ、美濃加茂市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、いじめを受けた児童生徒が就学する市立学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

7 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は美濃加茂市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

なお、情報の提供に当たっては、市立学校又は美濃加茂市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮する。

（2）調査結果の報告

調査結果について、市立学校は美濃加茂市教育委員会に報告し、美濃加茂市教育委員会は市長に報告する。

8 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（1）再調査

いじめに係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重

大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査においても、美濃加茂市教育委員会等による調査と同様に、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（2）再調査を行うための組織

再調査を実施する組織として、市長は「美濃加茂市いじめ問題調査委員会」を設置する。委員は、学識経験者や弁護士、医師、その他市長が必要と認める者とし、市長が任命する。委員の任命に当たっては、当該のいじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

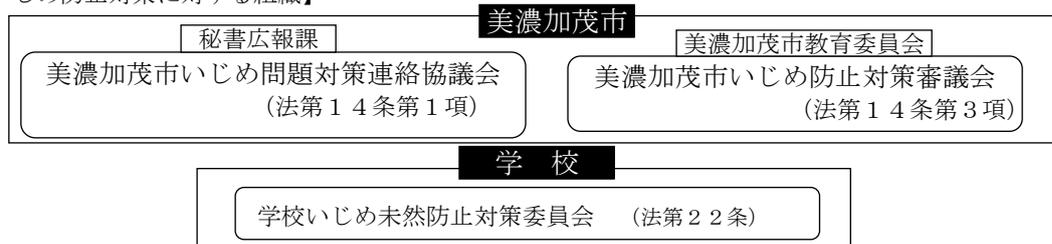
（3）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び美濃加茂市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、美濃加茂市教育委員会事務局や専門的な知識を有する者などを派遣するなどの支援、児童生徒指導に専門的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定されることとするが、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

参考 いじめ防止対策に係る組織

【いじめ防止対策に対する組織】



【重大事態への対応】

